

公表監第2号

地方自治法第199条第7項の規定により報告した財政援助団体監査、出資団体監査及び指定管理者監査の結果報告に対して、西宮市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

令和5年7月3日

|         |      |
|---------|------|
| 西宮市監査委員 | 石原俊彦 |
| 同       | 佐竹令次 |
| 同       | 板戸史朗 |
| 同       | 中村衣里 |

| 措置を講じた部局又は団体         | 監査結果報告日    | 監査結果公表日    | 措置通知受理日   |
|----------------------|------------|------------|-----------|
| 阪急バス株式会社             | 令和4年11月21日 | 令和4年11月22日 | 令和5年5月29日 |
| 西宮市土地開発公社            | 令和4年11月21日 | 令和4年11月22日 | 令和5年5月22日 |
| 社会福祉法人<br>西宮市社会福祉事業団 | 令和4年11月21日 | 令和4年11月22日 | 令和5年5月25日 |

措置の内容

別紙のとおり

西高介発第 000041 号  
令和 5 年 5 月 25 日  
(2023 年)

西宮市監査委員 石 原 俊 彦 様  
同 佐 竹 令 次 様  
同 板 戸 史 朗 様  
同 中 村 衣 里 様

西宮市長 石井 登志郎

監査結果報告に係る措置の状況について (通知)

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 措置を講じた部局 健康福祉局
- 2 監査結果報告名 指定管理者監査結果報告  
(西宮市社会福祉事業団)
- 3 監査結果提出日 令和 4 年 11 月 21 日 報告監第 5 号
- 4 措置状況 別紙のとおり

指定管理者監査結果報告に基づき講じた措置  
(令和4年11月21日付報告監第5号)

(要改善事項)

監査結果報告書 P29

1 指定管理者

(1) 再委託

基本協定書第5条によれば、再委託には、市の承認が必要とされているにもかかわらず、その手を怠ったまま、契約を締結していた。基本協定書に記載された事項については、厳格に遵守したうえで、業務を執行されたい。

(講じた措置)

再委託業務の契約については、令和5年度は西宮市へ承認申請を行い、承認を受けました。今後も基本協定書記載事項を遵守し、業務を執行してまいります。

(要改善事項)

監査結果報告書 P29

1 指定管理者

(2) 利用者アンケート

コロナ禍を理由として、2年度より利用者アンケートが行われていない。リモートによる面会も開始されていることから、ICTの活用など手法を工夫し、利用者の意見の把握に努められたい。

(講じた措置)

利用者アンケートについては、令和5年3月に職員がサービスの満足度を聞き取る形で実施しました。また、今後ご利用者の意見を把握できるよう毎年10月には必ず利用者アンケートを実施する事を取り決め、改善を図りました。

(要改善事項)

監査結果報告書 P29

2 所管部局

指定管理者制度は、市が公の施設を民間事業者に譲り渡すものではなく、市の事業としての施設の管理を指定管理者に行わせるものである。したがって、その事業のモニタリングは、指定管理者が市との基本協定書や業務仕様書に従って業務を行っているかという観点から行うとともに、市の事業としてふさわしい運用となっているかという観点からも行わなければならない。

(1) 協定書の遵守

指定管理者が市の承認を受けずに再委託の契約を締結していたことについては、それを見落とした市側にも落ち度がある。モニタリングマニュアルやモニタリングチェックシートには、このような具体的な項目の記載はないが、基本協定書や業務仕様書に従って業務を行うべきことは当然のことであるので、常にこれらの取決めに即した業務が行われるよう、責任をもって監督されたい。

(講じた措置)

再委託の承認については、指定管理者からの承認申請を受け、処理を行いました。また、モニタリングチェックシートに再委託承認申請に関する項目を追加し、確認を徹底するよう改善を図りました。今後も指定管理者に対して、基本協定書や業務仕様書に従って業務遂行されるよう責任をもって監督してまいります。

(要改善事項)

監査結果報告書 P30

2 所管部局

(2) 指定管理者の業務の評価

モニタリングマニュアルの指定管理者運営評価シートの様式では、指定管理者が営利企業でない場合には、「指定管理者の安定性や継続性の評価」は必須とはされていない。しかし、監査の過程で所管部局に確認したところ、指定管理者には「安定性や継続性があることが望ましい」との回答であった。

市の重要な施設の管理を任せる以上、指定管理者の経営に安定性や継続性が求められることは当然である。モニタリングマニュアルでも、営利企業以外の指定管理者について安定性や継続性の評価を行うことを禁じているわけでない。したがって、所管部局として安定性や継続性が求められると考えるのであれば、その評価を行うべきである。

(講じた措置)

指定管理者の安定性や継続性の評価については、モニタリングチェックシートに事業収支黒字化に向けての取り組みに関する項目を追加し、評価を行うよう改善を図りました。

(監査委員の意見)

監査結果報告書 P30

1 指定管理者

事業団としての設立の経緯や目的、さらには長年にわたる経験と実績により、安定的に指定管理業務を遂行されている。しかし、今回のコロナ禍により、経営状況は悪化しており、かつ、今回の指定管理者選考にあたっては、市からすこやかケア西宮事業単体としての収支に不安が示されているところである。

所管部局に関する要改善事項でも述べたように、指定管理者の経営状況は、当該公の施設を運営する事業の安定性に直結することから、現に行われている在宅強化型老健としての取り組みなど、黒字化に向けての経営努力を継続されたい。

(講じた措置)

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の大きな影響を受け、大幅な赤字となりました。令和4年度も引き続き影響を受けましたが、在宅強化型への移行による収入単価の向上や感染者が施設内で療養中も他のフロアや通所リハビリテーションは通常どおりのサービスを継続するなど、経営改善に取り組む事で赤字額を大きく減少させることが出来ました。

今後もサービスの向上に努め、利用者の確保を図り、黒字化による安定経営を目指します。

## 2 所管部局

要改善事項では、モニタリングに関して、指定管理者の安定性や継続性の評価に限って言及したが、それ以外の項目も含め、モニタリングマニュアルに従いさえすればよいという傾向が見受けられた。また、モニタリングマニュアルでは作成することとなっているチェックシートも作成していなかった。

さらには、指定管理者運営評価シートの作成に係る決裁文書を確認したところ、評価シートの案が添付されているだけで、評価の基となった資料は添付されておらず、かつ、その評価に至った経緯についての説明の記載はなかった。

今回は、モニタリングマニュアル自体は監査対象としていないが、モニタリングマニュアルは、各指定管理業務に共通の項目を中心に作成されるものであるため、それぞれの公の施設に適合した項目が網羅されることはありえない。したがって、所管部局としては、市全体の最大公約数的な事項を定めたモニタリングマニュアルだけに頼るのではなく、各施設の目的や態様に照らし、何が求められるかという観点で独自の評価項目を設けるなど、主体的なモニタリングに取り組まれない。

### (講じた措置)

指定管理者運営評価シートの作成は、指定管理者から提出された事業報告書をもとに作成しておりましたが、今後はモニタリングチェックシートによる評価も行った上で、指定管理者運営評価シートを作成し、その評価に至った経緯についての説明を記載するよう改善を図ります。また、モニタリングチェックシートに独自の評価項目を設け、主体的なモニタリングに取り組んでまいります。